

環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

第 15 巻第 3 号 (通巻 63 号)

5 月号 2013 年 5 月 1 日

土砂埋立規制条例案を策定

建設工事に由来する土砂等を使った埋立てにより、その土砂等に有害物質が混入した場合の生活環境汚染が懸念されています。そこで一定規模以上の土砂等の埋立て等を規制するための群馬県条例案が策定されました。

一 概要 一

公共事業などで、土砂等の埋立て等を行う区域外の場所から搬出された土砂などを使用し、当該面積が 3,000 m²以上の埋立てを行う場合が規制対象となります(除外行為あり)。規制対象の場合は、

1. 土壌等搬入に当たっての土砂等排出元及び土壌基準の確認
2. 土壌環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の使用禁止
3. 事業計画変更許可及びその他届出
4. 許可事業者の義務

- ①現場標示の設置
- ②搬入した土砂等の帳簿記載及び定期報告
- ③定期的な土壌・水質検査の実施及び報告
- ④特定事業の許可に関する書類備付け及び閲覧

などが盛り込まれています。また知事は許可事業者が条例違反をした場合、改善、停止、措置命令又は許可取消し命令を発令することが出来ます。今後の流れとしては平成 25 年 5 月に条例(案)を上程、同 10 月に施行予定になっています。(群馬県廃棄物・リサイクル課資料参照)

「ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)」パブリックコメントについて

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準について、平成 25 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、平成 25 年 4 月 19 日～平成 25 年 5 月 20 日に、意見募集期間が設けられました。

改正内容の案については、暫定排水基準が設定されている 15 業種のうち 2 業種、ほう酸製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)について、ほう素及びその化合物の暫定基準を廃止して一般排水基準への移行、そして、化学肥料製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)については、ふっ素及びその化合物の暫定基準を廃止して一般排水基準への移行としています。

また、他 13 業種については、暫定排水基準値を強化して延長、又は現行のまま延長(平成 28 年 6 月 30 日まで)としています。



群馬県の生活環境を保全する条例が一部改正(平成 25 年 4 月 1 日施行)

昨年 5 月に発生した利根川水系の複数の浄水場でのホルムアルデヒドによる取水障害事案を受け、国の取組を補完し再発防止に向けた総合的な対策の一環として「群馬県の生活環境を保全する条例」の一部が改正されました(平成 24 年 12 月 28 日公布、平成 25 年 4 月 1 日施行)。

一 改正概要 一

改正条例第 47 条において、利水障害等の原因となる特定指定物質を取り扱う工場又は事業場における特定物質の適正な管理に関する指針の策定及び公表が、県の義務として定められました。

また、改正条例第 48 条において、特定指定物質取扱事業者において、以下の事項の届出等が義務付けられました。

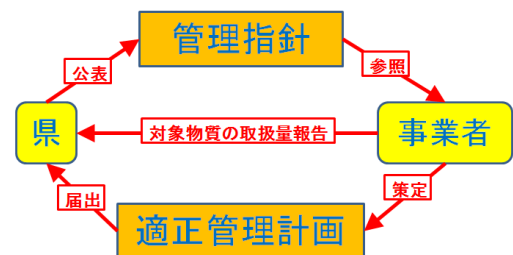
1. 県が策定した指針に即した「適正管理計画」を作成し県に届け出ること
2. 特定指定物質の年間取扱量を把握すること
3. 特定指定物質の取扱量を県に届け出ること
4. 「適正管理計画」の変更時や特定指定物質の取扱廃止時特定指定物質取扱事業者に該当しなくなった際には県に届け出ること

・特定指定物質とは…

ホルムアルデヒド、クロロホルム、アルミニウム及びその化合物、塩素酸及びその塩、臭素酸及びその塩、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、フェノール類及びその塩類、そして利水障害事案の原因物質となったヘキサメチレンテトラミンの計 11 物質(条例施行規則第 30 条の 9)。

・特定指定物質取扱事業者とは…

上記の特定指定物質をその年度に年間 500kg 以上製造し、貯蔵し、使用し、又は処理する事業者で、事故が発生したときに、特定指定物質を含む水が当該工場から公共用水域に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある事業者をいいます。



～人が輝き、伝統息づく星の里～

★ 高山村の取組みについて ★

「人が輝き、伝統息づく星の里たかやま 誇りと愛情の持てる豊かな村を築くために…」をキャッチフレーズとする高山村は、群馬県中北西部、吾妻郡の東に位置しており、自然豊かな中で温泉や星空を堪能できる星の里です。

全国的にも有名なロックハート城、また、県立ぐんま天文台や高山温泉ふれあいプラザといったレクリエーション施設が充実しており、天文台近くにある高原牧場ではポニーや羊たちとのふれあいを楽しむこともできます。

子供から大人まで自然と星空を楽しめる高山村では、美しい星空を村全体で守り後世まで伝えるための取組みとして、国内でも珍しい「光環境条例」を制定しています。



高山村星まつり(2/23)

小野子山に浮かびあがる

「☆逢和」の文字が美しい

・高山村光環境条例とは

村民の夜間の安全性や社会的活動に必要な照明を確保しつつ人工光の増加を抑制し、高山村の美しい星空と光環境を維持することを目的として、「照明器具、照明時間等の制限」や「光環境モデル地区の指定」、そして「天体観測等への協力」に関する条項を定めています。そして、村の責務として良好な光環境の維持を図ることを目的に必要な施策の策定・実施を定めています。また、村民及び事業者等の責務として夜間照明灯の人工光の増加抑制への協力を求めており、まさに村全体で美しい星空を守ろうとする姿勢が示されています(平成10年施行)。

昨今叫ばれている光害(ひかりがい)は、天体観測への妨げにとどまらず、生態系にも影響を及ぼしているそうです。また、他の公害と同様に様々な社会生活と関わっている光害を防ぐことは困難だそうです。しかしそんな中、群馬県においても「県立ぐんま天文台」の設置を機に「星空憲章」を制定しており、高山村の「光環境条例」とともに光害から環境を守ろうとする試みが行われています。

美しい星空を守る「光環境条例」は、星空を守ることのみならず、節電・エネルギー対策への貢献も期待されます。

高山村では、地球環境に関する取組みとして、環境家計簿やエコキャップ運動等も行っています。詳しくは、高山村役場地域振興課(0279-63-2111)までお問い合わせください。

聞こえない音?低周波音

風力発電施設からの騒音問題がニュースで度々取り上げられるようになり、一般市民にも「低周波音」という言葉が浸透してきました。ただ、低周波音は特別なところでしか発生しないと思われる方も多いと思います。

低周波音とは、周波数 1~100Hz の音のことをいいます。人間の可聴域はおよそ 20Hz~20kHz といわれており、2kHz 前後の周波数の音が最も大きく聞こえ、低い周波数(低い音)になると感度が鈍くなります。20Hz 以下は超低周波音と呼ばれ、多くの人の耳には聞こえません。

自然界で発生する音は様々な周波数の複合音であり、どこでも低周波音は発生しています。しかし、人間には聞こえづらいため、よほど大きな低周波音が発生していない限り騒音として感じないのです。このため、工場や大型設備から低周波音が発生しているのに、気付かず放置されている場合もあります。屋内の場合、外からの音が遮断された静かな環境となりますが、低周波音は窓や壁等で遮断されにくいいため、静かな室内で低音だけが聞こえるようになります。結果、不快感や圧迫感を覚える、音は聞こえないのに建具ががたついて眠れない等の苦情が発生することがあるのです。

また最近では、空調設備の室外機、冷凍庫や給湯機のコンプレッサーが発生源となることもあります。隣家のヒートポンプが体調不良の原因だとして訴訟に発展した事例もあるようです。



低周波音に規制基準などはありませんが、周波数分析を行い、「低周波音による苦情に関する参照値」と比べることで低周波音の影響があるかを判断することができます。また、苦情宅と設備の周波数特性を比較することで、発生源を特定することも出来ます。

弊社では、低周波音対応の騒音計により周波数分析を行うことで、低周波音の評価を行うことができます。お問い合わせは技術2課調査グループまで。

本社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

Tel 027-372-5111 Fax 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

Tel 0276-56-1277 Fax 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp リサーチセンター host@get-rc.jp